

 UENOMIYA GAKUEN

 ENOMIYA

上宮学園中学校

上宮高等学校

# いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 20 日公布

平成 26 年 4 月 1 日施行

## 〈 いじめ防止基本方針 目次 〉

	(頁)
<b>第1章 いじめ防止に関する本校の考え方</b>	…… 2
1 基本理念	
2 いじめの定義	
3 いじめ防止のための組織	
4 年間計画	
5 取り組み状況の把握と検証	
<b>第2章 いじめ防止</b>	…… 6
1 基本的な考え方	
2 いじめ防止のための措置	
<b>第3章 早期発見</b>	…… 8
1 基本的な考え方	
2 いじめ早期発見のための措置	
<b>第4章 いじめに対する考え方</b>	…… 9
1 基本的な考え方	
2 いじめ発見・通報を受けたときの対応	
3 いじめられた生徒への支援またはその保護者への対応	
4 いじめた生徒への指導およびその保護者への対応	
5 いじめが起きた集団（周囲の生徒）および保護者への対応	
6 ネット上のいじめへの対応	
<b>第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点</b>	…… 11
1 いじめ関係対応流れ図	
2 保護者から相談があったとき	
3 相談・調査における留意点	
4 いじめ防止対策委員会と学校組織	
5 緊急のいじめ防止対策委員会	
6 解決に向けた取り組みの総合性	

# 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

## 1 基本理念

本校は法然上人の仏教精神を教育理念の根底におき、校訓「正思明行」を教育の柱として全人教育を実践する学校である。すなわち生徒一人ひとりが、人間としてのあるべき生き方と真理を探究する正しい心の眼と思いを持ち、理想を求めて主体的に行動することを説いている。

以上の教育理念に対し、昨今の教育をめぐる社会情勢は、「上宮教育」が克服すべき問題を山積みに行っている感がある。特に人権を踏みにじる「いじめ問題」への対策は喫緊の問題である。いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない生徒の意識を育成することになる。

上宮は教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にす精神を貫き、教職員自身が生徒を一人ひとり多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、生徒の人格のすこやかな発達を支援するという生徒観と指導観を再認識し、「上宮教育」を推進したい。

この理念に基づき、ここに上宮学園中学・上宮高等学校の「いじめ防止基本方針」を策定する。

## 2 いじめの定義

「いじめ」とは、生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。本人がいじめられていても、それを否定する場合が多々あることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、「いじめの防止対策委員会」を活用して行う。いじめは身体的な影響のほか、金品を要求されたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなども含む。けんかはいじめから除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

なお、例えば携帯、ネット上で悪口を書かれた生徒がおり、当該生徒がそのことを知ら

ずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、加害行為を行った生徒に対する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。加えて、いじめられた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。具体的には、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合については、学校は、行為を行った生徒に悪意はなかったことを十分加味したうえで対応する必要がある。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- 仲間はずれ、集団による無視をされる
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- 金品をたかられる
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- 携帯、ネット上で、誹謗中傷や嫌なことを書き込まれる等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「いじめ防止対策委員会」

#### (2) 構成員

校長・教頭・教務部長・生活指導部長・生活指導主任・学年主任・人権教育主任  
教育相談主任・宗教科主任・生徒会主任・担任・養護教諭  
その他校長が指名する教員

#### (3) 役割

- ア いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの対応
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク いじめ防止基本方針の見直し

※ 組織および役割の具体的な流れや留意点は第5章に記載

## 4 年間計画

本校いじめ防止基本方針に沿って、人権教育を中心とした年間計画を以下に示す。

「いじめ」は著しい人権の侵害であることを認識させるとともに、障がい等がある生徒についても人権的な立場から個々に応じ配慮に努める。

※表中の「いじめアンケート」は人権教育の時間内に実施、「いじめアンケート」は L.H.R.等 で実施

中学	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	アンケート調査 「配慮」を要する生徒の調査・集約 保護者説明会 (人権教育について)	「配慮」を要する生徒の調査・集約	「配慮」を要する生徒の調査・集約	第 1 回「いじめ防止対策委員会」 (年間計画の確認等) 人権教育企画推進委員会 新任教員研修会(人権教育) 第 1 回 人権教育推進会議
5 月	勉強合宿	人権教育 5 月 LHR (自分のしたいことを考える『私のしたいこと 10 のこと』) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 5 月 LHR (目標を持って、意識的な毎日を『1 年後の友へ』参加型) <b>いじめアンケート</b>	校祖誕生会 「配慮」を要する生徒の調査の集約
6 月	人権教育 6 月 LHR (障がい者問題よりよき人権意識を育てるために視聴覚教材)	人権教育 6 月 LHR (いじめについて考えるⅡ『僕は死にたくない』DVD)	人権教育 6 月 LHR (いじめについて考えるⅢ「他人を傷つける言葉」)	人権教育教職員研修会① 保護者との個人懇談
7 月	人権教育(午前中授業) (いじめについて考える『ネットいじめ』DVD)			第 2 回 人権教育推進会議 第 2 回「いじめ防止対策委員会」
9 月			修学旅行	芸術鑑賞
10 月	人権教育 10 月 LHR (いじめについて考えるⅠ『いじめ隠し～特別編集版』) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 10 月 LHR (在日外国人が抱える問題についてⅡ『トモダチ』DVD)	人権教育 10 月 LHR (男女平等・性差別について考える『翔太のあした』DVD)	人権教育教職員研修会② 保護者との個人懇談 (11 月中旬まで)
11 月	人権教育 11 月 LHR (在日外国人が抱える問題Ⅰ『いちばん近くに』DVD) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 11 月 LHR (もしあなたが親ならば) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 11 月 LHR (障がい者問題について考える) <b>いじめアンケート</b>	学校評価アンケート
12 月				第 3 回「いじめ防止対策委員会」 正当御忌式
1 月	人権教育 1 月 LHR (去年はできなかった。でも今年是可以する) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 1 月 LHR (差別の現実学ぶ『見てから考えよう』DVD)		
2 月		<b>いじめアンケート</b>	<b>いじめアンケート</b>	
3 月			人権教育 2 月 LHR (現代社会におけるさまざまな差別について『蛍の舞う街で』)	第 3 回 人権教育推進会議 第 4 回「いじめ防止対策委員会」

高校	1 年	2 年	3 年	学校全体
4 月	アンケート調査 「配慮」を要する生徒 の調査・集約 保護者説明会 (人権教育について)	「配慮」を要する生徒 の調査・集約 人権教育 4 月 LHR (在日外国人問題Ⅰ『ホーム タウン』DVD)	「配慮」を要する生徒 の調査・集約	第 1 回「いじめ防止対策委員会」 (年間計画の確認等) 人権教育企画推進委員会 新任教員研修会(人権教育) 第 1 回 人権教育推進会議
5 月	人権教育 5 月 LHR (人権について～高齢者問題)	人権教育 5 月 LHR (在日外国人問題Ⅱ・歴史編) <b>いじめアンケート</b>	人権教育 5 月 LHR (男女間の交際について考え る『デートDV～相手を尊重 する関係をつくる』DVD)	校祖誕生会 「配慮」を要する生徒 の調査の集約
6 月	<b>いじめアンケート</b>	人権教育 6 月 LHR (多民族共生について考える ニューカマーの問題)	人権教育 6 月 LHR (情報化社会と人権について 『サイバー犯罪事件簿』) <b>いじめアンケート</b>	人権教育教職員研修会① 保護者との個人懇談
7 月	リバティおおさか見学			第 2 回 人権教育推進会議 第 2 回「いじめ防止対策委員会」
9 月	人権教育 9 月 LHR (いじめについて考えるⅠ 『僕はなぜ止められなかった のか?』DVD)	人権教育 9 月 LHR (部落の歴史Ⅰ・中世～江戸 編 視聴覚教材)	人権教育 9 月 LHR (薬物乱用防止について考え る)	芸術鑑賞
10 月	<b>いじめアンケート</b>	<b>いじめアンケート</b>	<b>いじめアンケート</b>	人権教育教職員研修会② 保護者との個人懇談
11 月	人権教育 1 1 月 LHR (男女平等・性差別について考 える～デートDVを中心に)	人権教育 1 1 月 LHR (部落の歴史Ⅱ・明治～現代編 視聴覚教材)	人権教育 1 1 月 (最終アンケート) 〈卒業時アンケート〉	学校評価アンケート (保護者対象・教職員対象)
12 月				第 3 回「いじめ防止対策委員会」
1 月	人権教育 2 月 LHR	人権教育 2 月 LHR		正当御忌式
2 月	(障がい者問題を考える 『僕は噂の身体障がい者 痛 快!お笑い青春期』DVD) <b>いじめアンケート</b>	(部落問題の今『ルーツを見 つめる～大阪・若者たちの 肖像写真』DVD) <b>いじめアンケート</b>	卒業式	
3 月	人権教育 3 月 (学年最終アンケート)	人権教育 3 月 (学年最終アンケート)		第 3 回 人権教育推進会議 第 4 回「いじめ防止対策委員会」

## 5 取り組み状況の把握と検証（PDCA）

「いじめ防止対策委員会」は、各学期末に検討会議を開催し、いじめアンケートを参考に、いじめの早期発見や対応を行う。また、生徒の現状やいじめ防止対策の進捗状況を確認し、必要に応じていじめ防止基本方針や計画の見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、宗教、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、生徒が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取り組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。

本校では、「いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめ防止のための対策を立案する。策定された内容は生活指導、学年、担任、授業担当者等教職員全員が共通認識を持って対応する。また、生徒や保護者にもいじめに対する学校方針を伝え、学校が生徒の学校生活を安心・安全な環境におく体制を整え、いじめ防止に努力をしていることを伝える。

### 2 いじめ防止のための措置

- (1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、「いじめ防止対策委員会」が各学期末におこなう検討会議を受けて職員会議を開き、常に教職員が共通認識をもつようにする。

生徒に対しては、H.R.を利用した人権教育を通していじめ防止に関連する授業を行うほか、例月の御忌式に於いても命の尊さに関する講話を行う。

- (2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、生徒が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てることが必要である。

そのために、また、いじめは絶対に許せないことだという担任、授業担当の姿勢を明確にし、いじめは人として断固として許せないことだということを真剣に示すことが大切である。

- (3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとり、を大切にした分かりやすい授業づくりを進めていくことが必要である。

また、分かりやすい授業づくりを進めるために、授業担当者は十分な教材研究を行い、活気のある授業を展開し、生徒が生き生きと授業に参加する環境を作ることが重要である。

また、生徒一人ひとりが活躍できる集団づくりを進め、ストレスに適切に対処でき

る力を育むために、クラブ活動への参加を推進したり、平常はもちろん、学校行事に向けての学級活動を適切に導くことも大切である。

さらに、いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、教職員に対しては、定期的に行われている人権教育研修等で、いじめに関する研修会を行う。

- (4) 自己肯定感の高い子どもは、いじめに加担しにくく、また、いじめにあった時に対処する力をもつ傾向がある。そのため、生徒会活動、学級委員活動、ホームルームでの活動を通し、生徒が主体的に活躍できる機会を与えることが必要である。さらに本校の中学が取り組んでいる冒険教育やスキー実習、ウォータースポーツ等の校外学習を通して、達成感や自己肯定感を育む必要がある。
- (5) 生徒が自らいじめについて学び、取り組む方法として、本校の人権教育での展開をさらに研究する必要がある。知識としては、「いじめられる側にも問題がある」「大人に言いつける（チクる）ことは卑怯である」「いじめを見ているだけなら問題はない」などの考え方は誤りであること、また、ささいな嫌がらせや意地悪であっても、しつこく繰り返したり、みんなで行ったりすることは、深刻な精神的危害になることなどを折に触れ学ばせる必要がある。さらには自己理解、他者理解を深め、より良い人間関係の構築を目指すために、構成的グループ・エンカウンターやアサーショントレーニングといったグループ・アプローチ等を取り入れることも必要であろう。
- (6) 保護者の協力を得るためにも、保護者会との連携をはかり、保護者対象の講演会を実施し、いじめの現状と防止に関する啓発をするほか、いじめの原因ともなる生徒のスマホの利用等に於いて、学校と保護者がともにできる対策等を伝える機会を設ける。
- (7) 生徒が発信するいじめ防止運動も有効であるので、生徒会によるいじめ根絶の取り組みを促す。生徒会からの「いじめ撲滅宣言の作成」やそれに繋がる学級の話し合いなどの機会を設ける。



## 第3章 早期発見

### 1 基本的な考え方

いじめの特性として、いじめにあってはいる生徒がいじめを認めることを恥ずかしいと考えたり、いじめの拡大を恐れるあまり訴えることができないことが多い。また、自分の思いをうまく伝えたり、訴えることが難しいなどの状況にある生徒が、いじめにあってはいる場合は、隠匿性が高くなり、いじめが長期化、深刻化することがある。

それゆえ、何気ない言動の中に心の訴えを感じ取る鋭い感性、隠れているいじめの構図に気づく深い洞察力、よりよい集団にするという熱い行動力が求められる。

本校の教職員は、生徒の些細な変化を見逃さず、気づいた情報は担任あるいは学年主任に報告し、その後、その情報を学年団を中心に教職員全体と確実に共有し、見過ごしたり、対応を先送りしない決意で臨む。

### 2 いじめの早期発見のための措置

(1) 実態把握の方法として、定期的にアンケート調査を行い、保護者との連絡を密にして家庭と連携して生徒を見守る環境を作る。

また、教育相談係は相談業務の日時を明らかにして、いつでも相談が出来る体制を作る。また、日常の観察としては、全教員が授業中や課外に於いても生徒の些細な変化を見逃さない努力をしなければならない。

(2) 保護者と連携して生徒を見守るため、本校のいじめ防止対策基本方針を保護者説明会等で広報して理解を求め、保護者会との連携も促進する。

(3) 生徒、その保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、本校は従来、「ハラスメント防止対策委員会」が策定した生徒相談窓口と教職員相談窓口があり、両窓口も利用することが出来る。

(4) 本校の相談体制や相談窓口の周知については、新入生に対しては入学時オリエンテーションや保護者説明会、また、在校生に対しては新学期のオリエンテーションや保護者説明会を利用するほか、学校H. P. に掲載して、相談体制を広く周知する。

また、学年末に行う学校評価の総括に於いては、本校のいじめ対策機能が適切に機能しているか点検を行う必要があるので、「いじめ防止対策委員会」の年度末の検討会や職員会議等の意見を聴取するなどして点検を行う。

(5) 生徒の個人情報については、その対外的な取扱いについては慎重に行う。情報が一方的、一面的なものではないことを確認し、個人のプライバシーを護る点に留意し、保護者にも迅速に伝える。

## 第4章 いじめに対する考え方

### 1 基本的な考え方

いじめにあった生徒のケアが最も重要であるのは当然であるが、いじめ行為に及んだ生徒の原因・背景を把握し指導に当たることが、再発防止に大切なことである。近年の事象を見ると、いじめた生徒自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。

よって、当事者が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた当事者は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができる。

そのような、事象に関係した生徒同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

- (1) いじめに関する発見や通報を受けたときは、全教職員は自分の担当する学級の問題か否かにかかわらず、担任あるいは学年主任に報告する。報告を受けた担任あるいは学年主任は管理職に報告し、管理職は状況に応じて直ちに「いじめ防止対策委員会」を招集してその対応にあたる。
- (2) いじめが確認された場合、「いじめ防止対策委員会」は被害生徒およびいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する必要がある。また、加害生徒に対しては事情を確認した上で、人格の成長に主眼を置いた指導を行うことが必要である。
- (3) 学校の指導に限界があると判断したとき、または指導に十分な効果が上げられないときには、警察、児童相談所、医療機関等の関係機関との連携をとる。

### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、早い段階から的確に関わり、被害生徒等の安全を確保する。そのため、事象に関係する教員から情報を得たり、関係クラスに対するアンケート調査を実施して状況を把握し、状況によっては早期に被害生徒の安全を確保する。
- (2) 教職員は一人で抱え込まず、「いじめ防止対策委員会」と情報を共有するため、些細な兆候や懸念、生徒からの訴えを「いじめ防止対策委員会」に報告・相談する。
- (3) 校長は、事実確認の結果を学校の設置者に報告し、被害・加害の保護者に連絡する。
- (4) いじめが「重大な事態」と判断されるときは、学校設置者の指示に従って対応を行う。

### 3 いじめられた生徒への支援又はその保護者への対応

- (1) いじめた生徒の別室指導や出席停止制度の活用などにより、いじめられた生徒が落ち着いて教育を受けられる環境を確保する。その際には当該生徒や保護者に徹底して守り通すことを伝え、不安を除去するとともに生徒が信頼できる教員、家族、友人と連携できるよう配慮する。
- (2) いじめられた生徒のケアはケア委員会が対応するが、状況に応じて、教育相談係の他、必要であれば学校と連携している心療内科医や精神科医との連携を図る。

### 4 いじめた生徒への指導およびその保護者への対応

- (1) いじめた生徒に対し、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止することが必要である。いじめた生徒からも充分事実確認を行い、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。状況によっては複数の教員が協力していじめを止めさせるほか、外部機関との連携もとる。
- (2) いじめた児童生徒の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行うため、保護者の理解と納得を得るとともに定期的に情報交換を行う。
- (3) いじめた児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童生徒の安心・安全な人格の発達に配慮するため、プライバシーには充分留意して以後の指導を行う。

### 5 いじめが起きた集団（周囲の生徒）および保護者への対応

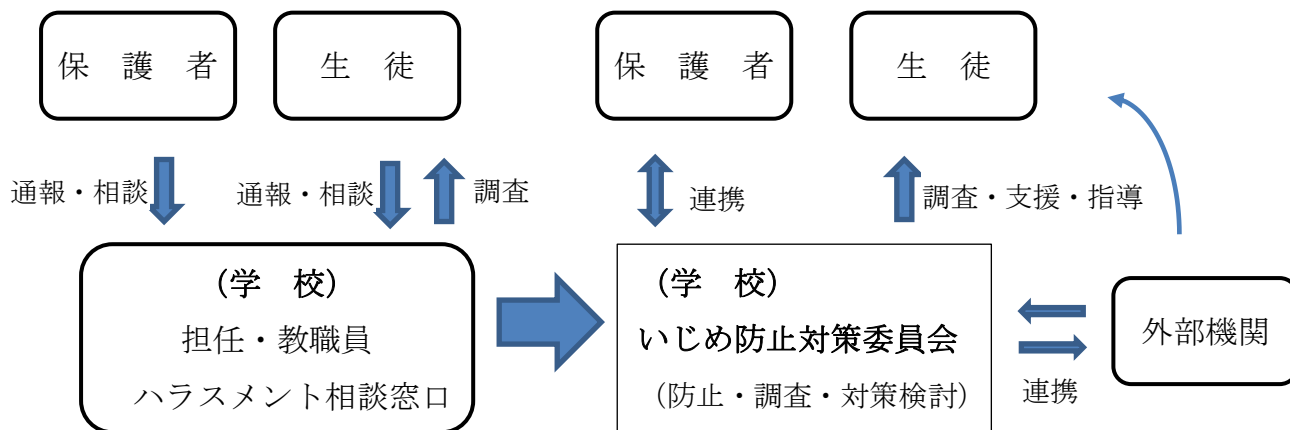
- (1) いじめを見ていたり、同調していたりした生徒に対しても、自分の問題として捉えさせるため、年間計画に位置づけられている場合はその機会を利用するほか、そうでない場合は、臨機応変に学級会や学年総会を開いて、いじめは絶対に許されない行為であることを説明する。
- (2) 全ての生徒が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、教職員は日頃から、休み時間等に生徒の活動に積極的に加わったり声かけをするなど、様々な場面での生徒の様子を把握し、生徒との信頼関係を築いて学級集団をつくる。

### 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等に対する必要な措置として、その内容を確認し、書き込みのあった掲示板等のURLを控えるとともに、書き込みをプリントアウトするなどして、内容を保存する。その後掲示板等の管理者に学校から削除依頼を行う
- (2) 学校単独での対応が困難と判断された場合は、必要に応じて、法務局や所轄警察署等、外部機関と連携してその解決を図る。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、全生徒に対して研修を行うほか、外部から専門的な講師を招いて講演を依頼することも考える。

## 第5章 本校のいじめ対応の流れと留意点

### 1 いじめ関係対応流れ図



※ハラスメント相談委員が受けた相談形式が「生徒→生徒」の場合で、「いじめ」である可能性が高いと判断される場合は、ハラスメント防止対策委員会からいじめ防止対策委員会へ連絡する。

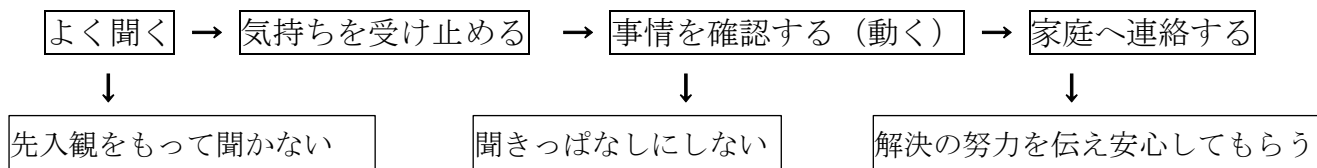
★参照 「ハラスメントの防止・対策マニュアル」

### 2 保護者から相談があったとき

#### (1) 保護者への対応

- ①できる限り来校した頂き、複数の教職員で対応する。
- ②不安な気持ちが安心感に変わるように、丁寧に対応する。
- ③保護者も学校も今後の課題が見えやすいように、話の内容を明確化しながら聞く。
- ④保護者の言い分を受け止め、対応内容については中間報告でも良いから報告する。
- ⑤「保護者や家庭はこうあるべきだ」という学校側の考えを押しつけないようにする。

#### (2) 対応の流れと留意点



### 3 相談・調査における留意点

#### (1) 事実関係をはっきりさせる

- ①「いじめ」の再発を防ぎ、未然防止するためにも事実関係をはっきりさせ、その結果に基づいて、それぞれの生徒を指導・支援し、ケアを行っていくことが大切である。
- ② 事情を聞き取る場合、事実だけではなく、相談者の感情や考え方も読み取る。

事 実 (行為) → 感 情 → 解 釈 (考え方) を読み取る。

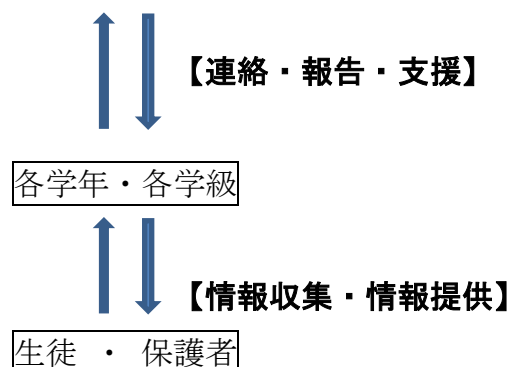
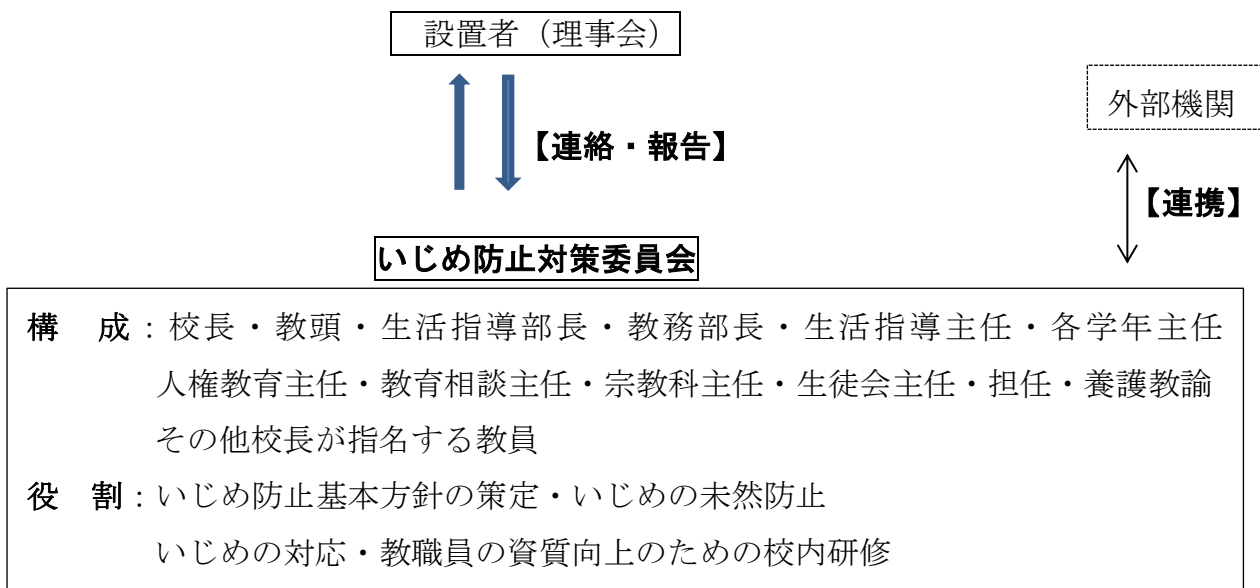
## (2) 聞き取りの留意点

- ①話の腰を折らずに、稚拙な表現でも生徒の言葉で話させ、書かせる。
- ②「はい」「いいえ」の答えではなく、文章で答えられるような問いかけをする。
- ③事実を聞きながら、カウンセリング的対応（傾聴等）で、話しやすい状況にする。
- ④「誰にもあること」と一般化して他人事のように考えさせない。

## (3) 事実関係の食い違いを明らかにする

- ① 初期対応で事実関係をあいまいにすると、最後まで不明瞭なままで終わってしまう。その結果、いじめを受けた側にも、不満と不信感が残ってしまう。教職員一人で対応して失敗する事例の大部分は、この段階に原因があることが多いので注意する。
- ② 固く否定する生徒については次のことに留意する。
  - ・ 言い逃れることに慣れているのかも…
  - ・ 意地を張って引き下がれなくなっているのかも…
  - ・ 認めることで、今まで築き上げてきたものがすべて崩れると思っているのかも…
- ③ 威圧や脅しの姿勢は避けて、時間的余裕を与えるのも効果的。
- ④ 言葉や態度を荒立てて、一層防衛的態度にさせてしまうことは避ける。

## 4 いじめ防止対策委員会と学校組織



## 5 緊急のいじめ防止対策委員会

いじめ事象が緊急を要する場合の「いじめ防止対策委員会」の構成と対応

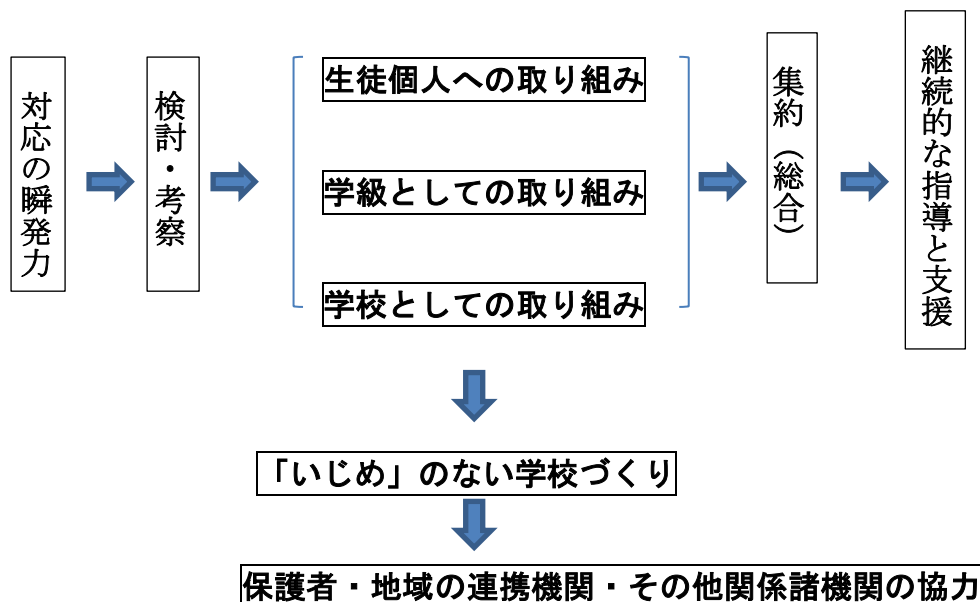
構成：校長・教頭・生活指導部部長・生活指導部主任・当該学年主任  
当該担任・人権教育主任・宗教科主任・教育相談主任・生徒会主任  
養護教諭・その他校長が指名する教員

対応：指導体制・関係生徒の指導内容・事例に応じた関係機関との連絡調整  
加害、被害生徒の保護者対応

## 6 解決に向けた取り組みの総合性

### (1) 有効な総合性

「いじめ」の解決は、生徒個人と生徒のグループ、生徒個人と学級、学級と学校、というそれぞれの段階での解決に向けた取り組みを集約（総合）していくことが大切である。そのためには、組織的に解決していくことが求められる。



### (2) 学級での具体的な取り組み

「いじめ」の問題は、学級の課題として考えさせ、取り組んでいくことも大切である。学級指導の留意点を以下に挙げる。

- ① 「誰が悪い」と決め付ける排他的な考え方
- ② 「好き・嫌い」といった好みや利害関係の問題
- ③ 「かわいそう」という同情的な見方
- ④ 「何でも話し合う」という名のもとの暴きあい

↓

**このような状況にならないようにしなければならない。**